

保護預り規定

1. 保護預り品の内容物の範囲

- (1) この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。
 - ① 有価証券・預金保護預り受取証類
 - ② 契約保護預り受取証・その他の重要書類
 - ③ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 手数料

- (1) この保護預りの手数料は、当行所定の計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座（本人名義に限ります。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割り計算により支払ってください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

4. 保護預り品の一時的な受渡

- (1) 保護預り品を、出庫後その場で再入庫する場合は、預け主が保護預り品返還請求書に届出印の印章により記名押印し、保護預り受領証とともに提出してください。
- (2) 保護預り品を一旦行外に持ち出す場合は、預け主が保護預り受領証に届出印の印章により記名押印し提出してください。

5. 届出事項の変更等

- (1) この保護預り受取証や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行の過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁

判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届け出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に当行に届け出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届け出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 保護預り受取証、印章の喪失時の取扱い

この保護預り受取証または印章を失った場合の保護預り品の受渡し（返還）または保護預り受取証の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. 印鑑照合

この保護預り受取証、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受渡し（返還）その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

9. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受渡し（返還）の申出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

この保護預りは、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合は、当行はこの保護預りをお断りするものとします。

11. 解約等

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、保護預り受取証に届出の印章により記名押印のうえ提出し、保護預り品を引き取ってください。なお、この保護預り受取証または印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行もしくは

は第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は保護預り契約を停止し、または預け主に通知することによりこの保護預り契約を解約することができるものとします。

① 預け主が保護預り申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

② 預け主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団

F. その他前各号に準ずるもの

③ 預け主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前二項による保護預り品の引取り手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足金が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足金を引取りの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。

(5) 第1項または第2項による保護預り品の引取り手続が3か月以上遅延したときは、当行は開封のうえ保護預り品の内容を別途保管もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開封に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

(6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれらに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

1 2. 保護預り品の一時引取り等

(1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

1 3. 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の

火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は開封し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

14. 譲渡、質入れの禁止

この契約による預け主の権利およびこの保護預り受取証は譲渡または質入れすることはできません。

15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)